平成１７年４月６日
改定通信医１６０３７号

レセプト電算処理システム関係メーカー　各位

支払基金／情報管理部
国保中央会／電算管理部

治験に係る診療報酬の記録方法について

このことについては、診療報酬請求書等の記載要領等の改正により、記載方法が変更となったことから、レセプト電算処理医科システム及びＤＰＣシステムにおいては、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、連絡いたします。

記

１　記載要領の変更内容

(1)　「特記事項」欄の記載

変更後

コード	略号
12	器治

変更前

コード	略号
12	材治

(2)　「その他」欄の記載

以下が追加されました。

健康保険法第 63 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件第 14 号に規定する医療機器を使用又は支給した場合は、「摘要」欄に「器選」と記載し、当該医療機器名を他の特定保険医療材料と区別して記載すること。

２　磁気媒体の記録方法

(1)　前記１の(1)については、審査支払期間において出力するレセプトの特記事項欄の印字を平成 17 年 3 月診療分までは「材治」、4 月診療分以降は「器治」と印字します。磁気レセプトの特記事項欄の記録は、従来どおり「12」で変更はありません。

(2)　前記１の(2)については、平成 17 年 4 月 6 日付け改定通信医 16036 号でお知らせしたとおり、「(器選)」のコメントコード「820000052」を新設したことから、当該コメントコードを利用することが可能です。また、医療機器名については、フリーのコメントコードである「810000001」

を記録し、文字データに医療機器名を記録してください。

なお、「（器選）」の記録についても、フリーのコメントコードを利用し、文字データに「(器選)」と記録しても差し支えありません。

記録例１

レコード識別情報	コメントコード	文字データ
ＣＯ	820000052	
ＣＯ	810000001	○○キット

記録例２

レコード識別情報	コメントコード	文字データ
ＣＯ	810000001	（器選）
ＣＯ	810000001	○○キット